

国立大学法人信州大学の中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>信州大学は、信州の豊かな自然と文化の中で、優れた教育研究を達成することによって、自然環境の保全、人々の健康と福祉の向上、産業の育成と活性化、新しい文化の創造など、大学に求められている社会的使命を果たすことを理念として掲げ、この理念のもとに、教育、研究、地域貢献、国際交流の4分野について、基本目標を設定している。</p> <p>この理念・目標を実現するために、第一期中期目標期間においては、以下の項目を重点目標として設定する。</p> <p>(1) 教育に関する重点目標</p> <p>教養教育及び専門教育の質的充実を目指し、グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材の養成を行う。学部教育を基礎として大学院修士課程及び博士課程においては、高度専門職業人養成のための体制整備や教育プログラムの拡大を図り、重点的研究分野においては21世紀のフロンティアを切り開く研究者を養成する。</p> <p>(2) 研究に関する重点目標</p> <p>先端的、独創的研究を推進し、研究面における全国的、世界的拠点の形成を目指した体制の整備を図るとともに、研究成果の向上と活用・還元に努める。また、研究・教育基盤の充実に資するため、共同利用施設の整備・充実を図る。</p> <p>(3) 地域貢献に関する重点目標</p> <p>地域貢献を組織的に推進する体制を強化し、行政、企業、住民との連携・協力のもと、地域の産業創出と活性化、医療水準と福祉の向上、新しい地域文化の創出など、多様なニーズに積極的に取り組む。</p> <p>(4) 国際交流に関する重点目標</p> <p>国際交流を組織的に推進する体制を整備し、信州大学の中・長期的国際戦略の策定を行うとともに、教育・研究面における特色ある国際交流の推進を図る。</p> <p>(5) 管理運営に関する重点目標</p> <p>改善勧告機能を有する点検・評価体制の構築により、理</p>	

念と目標の達成を目指す計画の策定から、実施、評価、改革へと至る一連のサイクルを、大学運営の根幹部分に組み込み定着させる。これにより、中期目標の達成状況を点検しながら、時代や社会の要請に照らし合わせ、目標・計画の妥当性を絶えず検証していく。

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 16 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するために、別表に記載する学部及び研究科を置くものとする。

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

【 学士課程 】

- 1) 広く深い教養に支えられ、批判力・洞察力を備えた人間性豊かな人格を涵養する。
- 2) 専門教育での実りある学習成果を確保し、十分な基礎学力を着実に身につけ、総合的視野と高い能力を備えた人材を養成する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

【 教養教育の成果に関する具体的目標の設定 】

- 1) 成績評価基準を授業目標の達成度に統一した上で、単位取得率について合理的な基準を設け、全ての科目区分においてその基準値を維持する。
- 2) 「教養教育における満足度」とは何かを検証しつつ、在学生及び卒業生を対象にした教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法の改善を図る。
- 3) 教養教育の教育成果に関して、専門教育に必要な基礎学力や社会人として必要とされる能力の修得という視点からの検証を絶えず実施する。
- 4) 専門教育の効果の向上のため、より多くの学生に基礎学力を修得させるための教育指導を徹底して行う。
- 5) 体育教育の成果を、スポーツ習慣と身体知への意識として定着させるために、事後調査を実施するとともに、その結果を基にして教育方法の改善を図る。

【 専門教育の成果に関する具体的目標の設定 】

- 1) 教養教育と連携し、専門基礎教育及び専門教育のバランスがとれた体系的な教育課程とその実施体制を整備し、グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材を養成する。
- 2) 「専門教育における満足度」とは何かを検証しつつ、在学生及び卒業生を対象にした教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法の改善を図る。
- 3) 進展し変容する社会からの要請に配慮した教育課程を編成する。
- 4) 豊かな人格形成のもと、社会でのさまざまな分野で活躍しうる総合的な知力を育成する教育課程を整備する。

【 大学院課程 】

大学院課程では、幅広い知識と視野を備えた人材養成を目指した学部教育に立脚して、各研究科の目標に沿った多様な諸分野の高度専門職業人及び先端的研究を推進する有為な人材を養成する。

- 5) 高度専門職業人等への進路を開く、専門基礎力を着実に修得しうる教育課程を編成し、実施する。

【 大学院教育の成果に関する具体的目標の設定 】

- 1) 学部の専門教育と連携して、各研究科・専攻の特色及び特徴を活かし、大学院課程の教育プログラムを体系的に整備し、グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材を養成する。
- 2) 「大学院教育における満足度」とは何かを検証しつつ、在学生及び修了生を対象にした教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法の改善を図る。
- 3) 高度専門職業人に必要な能力を育成する教育課程を編成し、実施する。
- 4) 研究者に必要な能力を育成する教育課程を編成し、実施する。
- 5) 各研究科・専攻の特色及び特徴を活かした諸分野の教育と学術研究を通じて、高度な専門的知識と能力、実践的技術力、研究能力を修得させる。

【 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 】

- 1) 各種の免許・資格の取得者、認定教育プログラムの増加を図り、各専門分野における社会進出を容易にすべく積極的に支援する。
- 2) 進展し変容する社会と諸科学に柔軟に対応しうる力と未来創造能力を涵養する。
- 3) 各学部の理念・目標に沿って専門人・職業人養成の具体的諸目標を設定し、それぞれの分野で中核的な役割を担って活躍しうる能力を付与する。
- 4) 各研究科の理念・目標に沿って具体的諸目標を設定し、各専門分野での中核的な役割を担って活躍しうる高度専門職業人及び先端的研究に参画しうる研究者を養成する。

【 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 】

- 1) シラバスに授業達成目標を明示し、教育の達成度が客観的に検証できるようにする。
- 2) 学生自身による「学習目標の設定とその到達度の自己評価」を実施し、教員自身による目標達成度評価（即ち成績評価）との比較等から、教育の効果・成果を検証する体制をつくる。
- 3) 学生による授業の評価結果等を活かした授業改善プログラムを構築し、その実施状況を公表する。
- 4) 大学院課程では、新たに授業改善プログラムを構築し、高度専門職業人養成が適切かつ効果的に行われるシステムを設ける。
- 5) 大学院課程では、修士・博士の学位授与の方針と基準を明確化し公表することにより、学位水準の高度化を図る。
- 6) 学部卒業後・大学院修了後の進路及び卒業・修了後の状態を調査して、それぞれの課程の教育目標達成状況を点検評価する。

(2) 教育内容等に関する目標

【アドミッション・ポリシーの明確化】

- 1) アドミッション・ポリシーを明確にして公表し、これに基づいた学生受入方策を適切に講じる。

【教育目標に即したカリキュラム】

- 1) 教育理念及び教育目標に即したカリキュラムを編成する。

【学習意欲を促進するための諸方策】

- 1) 学習意欲を高めるための諸方策を検討し、その実現に必要な体制整備を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

【アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策】

- 1) アドミッション・センターが中心となり、各学部と調整を図りながら、全学及び各学部のアドミッション・ポリシーを作成する。
- 2) アドミッション・ポリシーに即した入試方法及び入試問題を作成する。
- 3) 志願者の進路動向を適切に把握するために、高校教員等と連携した懇談会を充実する。
- 4) 大学院にあっては、種々のマスメディア等を通じ情報を公開し、研究室開放等を積極的に行い、研究意識の高い志願者の開拓に努める。

【教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策】

- 1) 各学部、研究科・専攻のカリキュラムが、それぞれの教育理念及び目標に即したものであるかどうかを検証し、必要に応じて改善に努める。
 - ① 社会倫理・職業倫理等人格形成に不可欠な基礎教養を深めるカリキュラムを充実させる。
 - ② さまざまな文化や言語についての理解力・表現力等を養うカリキュラムを充実させる。
 - ③ 基本的な情報処理の技法やメディアリテラシー能力を高める授業支援体制を充実させる。
 - ④ コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を高めるカリキュラムを充実させる。
 - ⑤ 専門教育との連携を強化し、専門教育と整合性ある基礎学力を効果的に身につけさせるための教養教育カリキュラム並びに教養教育担当体制を整備・充実させる。
 - ⑥ 成績評価の基準を各授業科目で掲げられた目標への到達度で計り、同時にその目標は各教育課程の教育目標に沿ったものとすることとし、それにより各教育課程での教育目標に対する教員・学生の意識を高め、教育効果の向上を図る。
 - ⑦ 単位互換、インターナシップ、社会の要請に配慮した地域関連科目等の充実を図る。
- 2) 卒業生・修了生の進路状況調査と併せて、卒業生・修了生自身及び社会の評価を集約・解析する体制を設け、その結果を教育体制の改善に活かす。

【授業形態、学習指導法等に関する具体的方策】

- 1) 平成16年度より e-Learning システムの積極的活用による、多元的・効果的な自主学習の環境整備を推進する。
- 2) 学生教育（相談）の一環としての退学勧告制度の導入をも視野に入れた、学生の自主的な学習意欲を促進する体制の整備を図る。
- 3) 国際的な言語理解能力を備えた人材の養成を促進するため、外国語による講義科目を開講する。
- 4) 演習・実習・実験以外の講義科目についても双方向の少人数教育を促進する。
- 5) 自習室・情報機器室等の充実を図る。
- 6) 大学院にあっては、院生の国内外の学会等における発表機会を促進するための支援体制を整える。
- 7) 大学院課程では、国際的に通用する研究発表・プレゼンテーション能力を高めるカリキ

ュラム体制を強化する。

【公正で厳格な成績評価】

- 1) 公正で厳格な成績評価方法を検討し、それを実現するシステムを構築する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

【適切な教職員の配置と任用】

- 1) 教職員の適切な配置を有機的かつ機動的に実現する。
- 2) 広く国内外から最適な人材を登用する。

【教育の質を確保するための全学的な制度の整備と取り組み】

- 1) 全国のモデルケースとなるような、分散型キャンパスに適合する教育インフラストラクチャの整備を図る。

- 2) 教育活動に対する適正な評価と改善を実現するためのシステムを構築する。

- 3) 教育改善を実現するための諸方策を検討し、実施する。

- 4) 単位互換等による共同教育を推進する。

【適切な成績評価等の実施に関する具体的方策】

- 1) 成績評価基準を明確にし、「シラバス」等を通じ学生に公表し、その一貫性、厳格性、透明性を確保するシステムをつくる。
- 2) 履修科目登録の上限設定などにより、単位制度の実質化を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【適切な教職員の配置等に関する具体的方策】

- 1) 「人事調整委員会」を機動的に運用し、教職員の有機的かつ効果的な配置を実現する。
- 2) 教員の選考基準・方法を全面的に見直し、研究、教育、社会貢献、国際交流等の多様な選考基準を導入し、国内外から公募する。

【教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策】

- 1) 平成16年度から全学的なe-Learningシステムを導入し、分散キャンパス間はもとより、他大学等外部との連携が図れるネットワークの整備を行う。
- 2) 画像伝送システム、無線LANシステム、視聴覚設備等の充実・整備により、利用環境の向上を図る。
- 3) 各キャンパスが地域の特性を活かした専門図書館としてのレファレンス機能を高度化しつつ、全学の総合的な情報提供能力を強化したネットワーク型図書館を構築する。

【教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策】

- 1) 各学部に「学生による授業評価」「在・卒業生に関する追跡調査」「外部評価」等の調査分析結果に基づく教育体制改善のための仕組みを設け、その機能状況を検証する。
- 2) 各学部及び高等教育システムセンターのFDを組織的に推進する。その一環として、教員相互の授業のピア・レビューを積極的に推進する。
- 3) カリキュラム及び教育方法の全面的な見直しを行いつつ、本学特有の基本教育プログラムを創出する。
- 4) 教育の向上に貢献した教員に対する「教育業績評価」のシステムを導入する。

【教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策】

- 1) e-Learningの教育効果をより高めるためのコンテンツの開発を進める。
- 2) FDの全学的な取り組みを促進し、公開モデル授業等を通じた教員の研修体制を実質化する。
- 3) 全学にベストティーチャー制度を設ける。
- 4) 教員による研究成果やその著作物を活用して教育活動を活性化する方策を検討する。

【全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策】

- 1) 国内外大学間の単位互換制度の充実をさらに推進する。

5) 学士課程から大学院課程に至るまでの教育体制・教育組織の見直しを行う。

2) 既存のSUNS施設を改善し、キャンパス間ブロードバンドを有効活用して、5キャンパス間を連携した機動的な教育体制を構築する。

【教育体制の見直しに関する具体的方策】

- 1) 本学の新たな教育戦略を策定し、教育体制及び実施組織を根本的に見直す。
- 2) 高度専門職業人養成に対する多様な社会的ニーズに応えるために、文科系専攻を中心として大学院修士課程の教育課程、教育組織の見直しを行い、成案を得る。
- 3) グローバルな視点から高度専門職業人教育に対応するために、インターネット大学院に英語による履修コースの導入を検討する。
- 4) 先端研究部門の研究及び研究者養成を効果的に行うために、大学院博士課程のカリキュラム、専攻等を抜本的に見直す。

【学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項】

- 1) 地域・地方自治体等と連携した教育・研究を積極的に推進するために「地域社会教育研究支援室」を設置する。(人文学部)
- 2) 信州の自然・山岳を体験的に教材として教育研究に利活用する体制を整備するとともに、これを「サイエンス」の体感を通じた地域社会との恒常的な交流・連携にも活用する。(理学部)
- 3) 高度専門職業人の養成に際し、客観的な評価体制を整備するために、客観的臨床試験(O S C E)に準じた評価システムを構築する。(医学部保健学科)
- 4) 自然と共生し、フィールドとそれに根ざした農林業の教育力を高め、食と緑に係わる学部の資源を学部・大学院教育、生涯教育、地域連携に活用する教育研究拠点を形成する。(農学部)
- 5) 大学院における国際連携教育を推進するために、英語によるカリキュラム、国際的単位互換制度等を導入する。(繊維学部)

(4) 学生への支援に関する目標

【組織的な学生支援体制の整備・充実】

教育・生活指導全般について、学生支援体制を整備する。

【学習相談・助言・支援の組織的な対応】

- 1) 多様化する学生ニーズに対応した、きめ細かな修学指導を行う。
- 2) 学生の自主的活動を人間的成长を促す活動として捉え、積極的に支援する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【学生支援センターの設置】

現在の学生センターを整備・充実し、「学生支援センター」に改組する。

【学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策】

- 1) 教員が学生をきめ細かく指導するチュートリアル・システム及びオフィス・アワーを全学的に導入する。
- 2) 教室内外における学生の主体的な学習意欲を増進する環境を順次整備する。
 - 1) 学生の課外活動施設や交流スペース等の充実を図る。
 - 2) 在学生による「新入生に対する何でも相談窓口」を開設する。
 - 3) サークル活動に対する表彰制度の整備・充実を図る。
 - 4) サークル活動等に対して物心両面にわたる支援体制を整備する。

3) 学生の自主的活動を教育的観点から積極的に支援する。

【生活相談・就職支援等への対応】

1) 学生が抱える様々な悩みや相談事等の窓口を全学的に整備する。

2) 学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図る体制を拡充・整備する。

3) 学生の職業意識の形成や就職指導等に必要な体制を拡充・整備する。

【学生の経済的支援体制の充実】

1) 学生の経済的支援体制の充実に努める。

【社会人・留学生に対する配慮】

1) 社会人学生を積極的に受け入れる学習環境を整備する。

2) 留学生に対する修学上・生活上等の相談指導体制を充実・整備する。

- 1) NPO, NGO 等との連携を図りつつ、ボランティア情報の収集・提供、受け入れ機関との連絡調整など、学生の自主的活動を積極的に支援する体制を構築する。
- 2) ボランティア活動に対する単位認定及び養成講座を開設する。

【生活相談・就職支援等への対応に関する具体的方策】

- 1) カウンセリング体制を充実し、学生相談担当職員のカウンセリング研修を実施する。
- 2) 留年生・休学者・不登校学生に対する情報収集と分析を行い、迅速に対応する。
- 3) 学生アルバイト、寮生活、地域とのトラブルなど、学生生活全般にわたって相談に応じる。
- 4) 学生相談機関と学内外の諸機関との連携・強化を図る。

- 1) 保健管理センターを健康安全センターに名称変更し、学生の身体的・精神的・社会的な自立支援のため、教育的視点から系統的な「人間教育・健康教育」の充実を目指す。

- 1) 在学生、卒業生を含めた就職指導及びフォローアップ体制の充実を図る。
- 2) 就職相談・情報提供システムの充実、インターンシップの支援、キャリア形成への支援など、全学的な就職指導体制の拡充・整備を図る。
- 3) 同窓会・後援会組織等との連携を強化する。

【学生の経済的支援体制の充実に関する具体的方策】

- 1) 本学独自の奨学金制度の導入を検討し、成案を得る。

【社会人・留学生に対する配慮に関する具体的方策】

- 1) 大学院設置基準第14条特例の実施とともに、(工学系)インターネットコースや(経済)イノベーション・マネジメント専攻〈夜間主コース〉等の拡充・整備を図る。

- 1) 欧米からの留学生受け入れの増加を図るため、各学部(研究科)独自の短期留学科目を充実するとともに、日本社会の現状を体験学習させるインターンシップ科目の開設を検討する。

- 2) 留学生宿舎不足を解決するための手段として、学生寮への留学生の入居等を検討・実施する。

- 3) 留学生センターを中心に、各学部留学生担当教員や就職委員会等関係委員会との連携・協力を推進し、日本語教育、修学上・生活上の指導助言・就職相談等の体制を充実強化する。

- 4) 留学生的卒業(帰国)後のフォローアップ体制を整備する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

【目指すべき研究の水準に関する基本方針】

1) 高度で個性的な研究分野を拡充・整備する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【目指すべき研究の方向性】

- 1) 世界的な研究拠点を目指すことができる高度かつ特色ある研究分野のさらなる拡充・整

- 2) これまでの研究実績や特質を活かし、学術研究の一層の個性化を推進する。
- 3) 重点研究領域や産学官連携研究等に関する研究戦略を全学レベルで策定する。

備とともに、プロジェクト研究の推進、専攻や部門間の連携等による研究領域の総合化、学際化及び活性化等を図る。

- 2) 学長のリーダーシップのもとに、本学におけるこれまでの研究の蓄積や人的、物的及び地理的条件を活かした独創的な研究分野を選定・組織化し、施策を推進する。
- 3) 高度で個性的な研究を世界水準レベルで遂行したり、産学官連携で成果の得られるプロジェクト研究の企画・立案を行うなど、全学的な研究戦略を策定する体制を整備する。
- 4) 基礎科学分野においては、長期的視点からの研究育成と研究成果の蓄積を目指す。
- 5) 人文・社会科学分野においては、学術的に高い研究成果を産み出すことに止まらず、さまざまな形で研究成果が人々に活かされ、文化面、政策面で社会に貢献することを目指す。

【大学として重点的に取り組む領域】

- 1) ナノテクノロジーに関連した研究領域（工学部、繊維学部）
— 長野・上田地区の知的クラスター創成事業の中核拠点形成 —
- 2) 先進ファイバー工学の研究領域〈COE 形成領域〉（大学院総合工学系研究科 博士課程）
- 3) 臓器移植・再生医工学の研究領域（大学院医学研究科 博士課程 独立専攻）
- 4) 加齢適応医科学の研究領域（大学院医学研究科 博士課程 独立専攻）
- 5) 機能性食料開発学の研究領域（大学院農学研究科 修士課程 独立専攻、大学院総合工学系研究科 博士課程）
- 6) イノベーション・マネジメントの研究領域（大学院経済・社会政策科学研究科 修士課程 独立専攻）
- 7) 信州のフィールドを活かした、自然と人間との共生を追求する新たな学問領域「山岳科学」の創造

【成果の社会への還元等に関する具体的方策】

- 1) 大学院においては、高度専門職業人の養成に力点を置き、出口保証を十分に意識し、本学と卒業生の受け皿組織との連携等を充実させる。
- 2) 社会人教育や産学官連携教育研修システム及び医療人生涯研修システムの確立など、社会のニーズに迅速かつ効果的に対応しうる運営組織を検討する。
- 3) 研究理念・目標、研究成果と意義、研究者の研究概要等を分かり易く工夫し、電子情報やメディアを通して、教職員、学生及び広く学外へ情報発信し、研究成果の社会への還元に努める。
- 4) 教員の研究成果や業績等を事業活動や出版活動に発展させる方策を検討し、可能なところから実行する。

【研究の水準・成果の検証に関する具体的方策】

- 1) 研究教育活動実績等のデータベース化と公表により社会的評価を受ける。
- 2) 教員個人や研究組織等の研究成果・業績を学外者等がピアレビューするシステムを構築し、機能させる。
- 3) 先端の研究分野においては、国際的な研究評価を実施する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

【 適切な研究者等の配置に関する基本方針 】

- 1) 点検評価の結果を踏まえた研究者等の再配置と活性化を推進する。

【 研究環境の整備に関する基本方針 】

- 1) 重点領域の研究目標等の達成のため、必要な資源を重点配分する。

【 知的財産の創出・取得・管理及び活用に関する基本方針 】

- 1) 知的財産の創出・取得を推進し、その管理・活用を図る。

【 研究の質の向上及び改善のためのシステムに関する基本方針 】

- 1) 全学的な方針に基づく計画的な点検評価と評価結果を改善・改革に結びつける一連のサイクルを大学運営の根幹部分に組み込み定着させる。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

【 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 】

- 1) 研究体制や研究支援体制について、学外者がピアレビューするシステムを構築する。
- 2) 学長のリーダーシップのもと、上記の検証結果などを踏まえ、教員等の柔軟な再配置とその不断の点検評価システムを構築・運用する。
- 3) 教員の任期制の導入を各分野の実情に応じて拡大し、より高度な研究の達成を目指す。
- 4) 任期制に加えて、各分野の実情に応じて研究者の流動性を高め、研究組織の活性化を図るための方策について検討し、実施に移す。
- 5) 研究支援体制の一つとして、学内外の組織や資金を利用したポストドクトラルフェローシップの体制を整備し、その充実を図る。
- 6) 研究支援のために、学内外の組織や資金を利用して、高度技術者を雇用しうるシステムを検討し、整備を図る。

【 研究資金の配分システムに関する具体的方策 】

- 1) 学長あるいは学部長がリーダーシップを発揮するための裁量的経費を十分に確保するとともに、研究資金等を重点配分するシステムを整備・充実する。

【 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 】

- 1) 研究に必要な設備や大型機器の有効活用の運営体制を整えるとともに、設備・機器の整備を計画的に推進する。
- 2) 山岳科学の総合的研究を推進するため、教育研究を支援する諸施設の整備・充実を図る。
- 3) ヒト環境科学研究支援センターの充実を図り、全学的な研究支援体制を整える。

【 知的財産の創出・取得・管理及び活用に関する具体的方策 】

- 1) 全学の产学官連携体制の充実を図るとともに、(株)信州TLOや信州大学の研究組織等と協力して信州大学教員等の知的財産を管理・活用する組織を整備する。
- 2) 信州大学の特徴を活かして、製造部門（工学部、繊維学部が中心）及びゲノム・バイオ・ライフサイエンス部門（医学部、農学部、理学部が中心）を中心とした二つの知的財産管理部門を設立し、その両者を効果的に運用するシステムを確立する。

【 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 】

- 1) 研究活動に関する自己点検・評価、学外者によるピアレビュー、及び第三者評価機関による評価を定期的に実施し、その結果を公表するとともに、その結果を受けた改善状況をモニターし着実な改善を促す体制を確立する。
- 2) 評価結果を踏まえ、学長のリーダーシップのもと各種資源を重点配分し、世界的研究拠点形成など研究活動の質的向上を図るためのシステムを構築し、機能させる。

【 全国共同研究、学内共同研究等に関する基本方針 】

- 1) 共同研究等の推進に必要な環境を整備する。

【 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策 】

- 1) 全学の研究設備や施設を民間や産業界、あるいは他大学との共同研究に利用できるよう支援体制を整え、共同研究を推進する。
- 2) 全学の共同研究プロジェクトや、他大学、他研究機関の施設を利用する共同研究プロジェクトを推進するため、流動性の高い教員組織に整備する。

【 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項 】

- 1) 医学部は、大学院医学研究科の個性化を図り、なかでも臓器移植細胞工学医科学系と加齢適応医科学系の二つの独立専攻における研究の高度化と、これらの研究領域の国際的研究・教育を担う後継者の育成に努める。
- 2) 工学部は、これまでの研究成果を活かして、カーボンナノチューブに関する世界的な研究拠点を形成する。
- 3) 繊維学部は、21世紀 COE プログラムを推進し、先進ファイバー工学の世界的研究拠点を構築する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

【 教育研究における社会との連携に関する基本方針 】

- 1) 地域社会の文化的拠点としての大学の機能充実を図り、地域内の多様な文化的、社会的要請に対して、積極的に対応する。
- 2) 県内の他大学及び研究機関との連携を進め、地域の総合的教育水準及び文化水準の向上に寄与する。
- 3) 研究面において、社会のニーズと大学の研究シーズを有機的に結合し、地域社会の中核的研究拠点としての機能を強化させる。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

【 教育研究における社会との連携に関する具体的方策 】

- 1) 生涯学習を一元的に統括する体制を整備し、多様な社会的ニーズに応えうる総合的生涯学習プログラムを作成し、段階的に実施に移す。
 - 2) 教育研究成果を社会的に還元するために、出前講座、市民開放授業、公開講座、テレビ放送公開講座等のプログラムを見直し、さらに充実・発展させる。
 - 3) 地域における学術情報の中核的拠点として、附属図書館の開放をさらに拡大する。また、教員による研究成果の出版と本学独自の教材の開発・出版を促進するために、大学出版会の設立を検討し結論を出す。
 - 4) 地域連携のための学内支援組織を基盤として、自治体、住民組織、NPO 等と連携して、生涯学習の推進、公共政策の立案協力、地域社会の健康・福祉の向上、地域問題の解決等に対して、全学的に支援する体制を構築する。
- 1) 県内の他大学等との間で、地域貢献や単位互換制度等に関する連携について協議を進め、合意を得たものから実施に移す。
 - 2) 長野県環境保全研究所、大町山岳博物館等との研究面での連携を進め、長野県の自然環境保護に積極的に協力する。
- 1) 知的クラスター創成事業の中核的拠点として独創的な研究活動を推進し、地域産業界への技術移転等により産業の振興と活性化を図る。
 - 2) 研究成果や研究環境を地域・企業等に還元することを目指し、事業化・起業化を視野に入れた産学官連携支援施設を拡充してインキュベーションを推進する。
 - 3) 県内財団との連携により産学連携の掘り起こしを促進し、地域と連携したフォーラム、セミナー等を開催する。

- 4) 大学の知的所有権の保全・活用と技術移転を推進する。
- 5) 公的機関や地域社会等と連携して研究成果の社会的還元に努める。

【教育研究における国際交流・協力等に関する基本方針】

- 1) 國際マネジメント能力を向上させるとともに、本学の中・長期的国際戦略を策定し、推進する。
- 2) 留学生の受け入れ及び本学学生の海外派遣を積極的に推進し、国際的視野からの大学教育の充実を図る。
- 3) 研究面での国際交流を推進し、先端的、独創的な研究分野において世界的研究拠点の形成を目指す。
- 4) 公的機関や地域団体との連携を図りつつ、本学を地域の国際交流の拠点とする。

(2) 附属病院に関する目標

信州大学医学部附属病院は、大学病院としての使命を認識し、病める人の人権を尊重した先進的医療を行うとともに、次代を担う国際的な医療人の育成を基本理念として掲げ、この基本理念を実現するために中期目標期間中に以下の重点目標を設定する。

- 1) 知的財産の保全と活用を一貫して行う体制の充実を図る。

- 1) 官公庁、地方公共団体等の各種審議会や調査活動に積極的に参加し、行政の発展・改善に寄与する。
- 2) 個人起業家に専門的・技術的アドバイスを行って優れたアイディアや発明の商品化を支援する。
- 3) 専門職・技術者等の知的 requirement に応え、技術相談、教育相談、セミナー、講演会等を開催する。

【教育研究における国際交流・協力等に関する具体的方策】

- 1) 国際交流の統括的支援体制の整備・充実を図り、本学の中・長期的国際戦略を構築する。
- 2) 国際交流に当たる職員等の研修プログラムを作成し、各種研修制度を活用した国際交流スタッフの養成を図る。
- 1) 教育面での国際交流を量的・質的に充実させ、留学生の受け入れ及び本学からの海外留学生数を増大させる。また、そのためのバックアップ体制を充実させる。
- 2) 大学間国際交流協定の見直しと活用を進め、短期留学生の相互受け入れを拡大する。
- 3) 国際交流施設の拡充について検討する。これに加えて、地域社会との連携・協力のもとで、留学生の生活面での支援体制を拡充させる。
- 4) 留学生卒業後のフォローアップ体制を検討し、実施する。
- 1) 教員の海外派遣及び外国人研究員の受け入れを増大させる。また、教員の国外での研修機会を増大させる。
- 2) 外国人教職員の採用を積極的に進める。特に、最先端分野において、若手外国人研究者の登用を積極的に進める。
- 3) 国際学会、国際シンポジウム等の開催を推進し、本学を起点とした研究面での国際交流を活発化させる。
- 1) 地域に居住する外国人とその家族、帰国子女に対する教育支援のあり方について検討し、公的機関等に対して必要な支援を行う。
- 2) 公的機関や地域団体と連携・協力して、開発途上国等に対する技術協力や教育面での協力を積極的に推進する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【附属病院マネジメント改革に関する基本方針】

- 1) 病院長のリーダーシップを強化し、運営の主体性を明確化する。
- 2) 救急医療を含む地域医療の充実・発展に寄与する。

【医療サービスの向上や経営の効率化に関する基本方針】

- 1) 医療の質の向上を目指した病院機能改革を推進する。
- 2) 病院経営の改善と経営面のサポート体制の強化を図る。
- 3) 安全管理体制と危機管理体制を充実する。

【良質な医療人養成に関する基本方針】

- 1) 新医師臨床研修制度に基づく質の高い医師を養成する。
- 2) 臨床実習等の教育・研修機能を充実させる。

【研究成果の診療への反映や先端的医療導入のための基本方針】

- 1) 臨床研究の推進と活性化を図る。
- 2) 診療機能の充実を図り、良質で未来志向型の医療を提供する。

【事務等の効率化・合理化に関する基本方針】

- 1) 附属病院の特殊性に配慮した事務組織を構築する。

【附属病院マネジメント改革に関する具体的方策】

- 1) 病院長の専任化を検討し、病院の管理運営の最高責任者として予算執行権、人事権などの権限を強化する。
- 1) 救命救急医療体制の重点的整備を図る。
- 2) 特定機能病院の機能を充実させるため、患者数に対応した医療従事者の配置見直しを行うとともに、保健学科教員の診療協力の推進を図る。

【医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策】

- 1) 診療評価基準を制定し、スタッフの適正な評価を行う。
- 2) 第三者評価機構による病院機能の客観的評価を受ける。
- 3) 職員の労働環境の改善及び診療実績に相応しい待遇改善に努める。
- 1) 経営面における病院長補佐体制の充実を図る。
- 2) 経費の節減と病院収入の増加に努め、病院経営の改善を図る。
- 3) 戦略企画室及び経営分析室の体制を充実させる。
- 1) 医療事故防止マニュアルの見直し（随時）、院内研修会の実施と院外研修会への参加、大学病院間の相互チェックの実施及び院内感染対策の充実など、リスクマネジメントの強化に努める。

【良質な医療人養成に関する具体的方策】

- 1) 新医師臨床研修制度に基づく研修を、関連病院等の協力を得て実施し、全人的医療でできる質の高い医師を養成する。
- 2) 卒後臨床研修センター専任の教員・事務職員を配置し、研修制度の充実を図る。
- 1) 学外からの実習生、研修生を積極的に受け入れる。
- 2) クリニカルクラークシップなど、医学部と連携して医学教育の充実を図る。

【研究成果の診療への反映や先端的医療導入のための具体的方策】

- 1) 高度先進医療の開発、臨床への応用を推進するとともに、保健医療の進歩発展に資する臨床研究を推進する。
- 2) 大学院医学研究科、医学部及び他学部等との共同研究を推進する。
- 1) 地域医療の中核を担い、かつ高度先進医療を推進できるよう、病棟・中央診療棟に引き続き、病院診療の根幹をなす外来診療部門の機能強化と教育研究活動の充実を図る。

【事務等の効率化・合理化に関する具体的方策】

- 1) 経営サポート体制として病院経営分析担当部門を置く。

2) 他大学病院等との連携システムを構築する。

(3) 附属学校に関する目標

【大学・学部との連携・協力の強化】

- 1) 学部の教育研究の発展に資するために、学部・附属学校間の共同研究を積極的に推進する。
- 2) 教育実習を始めとする教育臨床経験の場を整備する。

【学校運営の改善】

- 1) 学級規模の適正化をふまえ、新しい教育課題に対応するための方策を検討する。

【附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善】

- 1) 新しい教育課題への対応に伴い入学者選抜の見直しを図る。

【公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修】

- 1) 現職教員の研修活動を積極的に支援する体制を整える。

【地域の教育的課題に対応する先導的な教育方法】

- 1) 附属各校での実績を活かし、地域の教育的課題に対応する先導的で効果的な教育方法の開発を図る。

2) 医事課栄養管理室は、診療支援部門の一つ（臨床栄養部）として位置付ける。

3) 業務内容を見直し、病院事務当直、医療情報システムの保守・管理などの外部委託を推進する。

1) 物品共同購入システムを構築し、経費の節減を図る。

2) 医療情報システム共同開発体制を構築し、経費の節減を図る。

3) 人事交流システムを構築し、人事の活性化を図る。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策】

- 1) 学部・附属教員共同による実践的な研究の質を高めるために、学部・附属学校相互での授業や実践研究を通して成果をあげ、その成果報告書を年度ごとに公表する。
- 2) 「教育参加」「学校教育臨床基礎」「学校教育臨床演習」「事前・事後指導」「基礎教育実習」「応用教育実習」など、臨床経験科目相互の系統性を強め、カリキュラムの系統化を図る。

【学校運営の改善に関する具体的方策】

- 1) 附属小学校及び附属中学校の学級規模の適正化を図る。
- 2) 少人数学級、習熟度別指導、不登校児童生徒支援等の教育課題に対応させ、教育内容や方法について教育研究を実践する。
- 3) 附属幼稚園・附属松本小学校・附属松本中学校を一体化した附属学校園をめざし、施設設備やカリキュラム、教員組織を検討し、その具体化を試みる。
- 4) 附属特別支援学校の児童・生徒の障害に即した基本的生活習慣等の日常訓練や指導のための施設を含めた環境づくりを行う。

【附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策】

- 1) 新しい教育課題に対応するため、通学区や入学者選抜方法等の見直しを行う。

【公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策】

- 1) 教育委員会との連携を図り、研修教員を積極的に受け入れ、学部教員の指導のもとで実践的研修を行う。現職教員10年経験者研修等についても臨床研修の場を提供する。

【地域の教育的課題に対応する先導的な教育方法に関する具体的方策】

- 1) 各学校園での先導的研究を公開授業研究会において公表する。
- 2) 学びの連続性を重視した学年間や、幼一小、小一中間に連続するカリキュラムの開発、ノーマリゼーション理念に基づいた小・中・特別支援の交流・協同のカリキュラム開発を行う。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

【効果的な組織運営や戦略的な学内資源配分の実現等に関する基本方針】

- (1) 学長を中心とした機動的な運営体制の確立と学外者の参

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

【効果的な組織運営や戦略的な学内資源配分の実現等に関する具体的方策】

- (1) 役員会が各学部の情報を把握しやすい組織体制を確立する。

画による幅広い視野からの大学運営を推進する。

- (2) 学長に適任者を選任できるような新たな選考方法を導入する。
- (3) 学部が各地に分散する大学の特性にあった運営を行う。
- (4) 学部長を中心とした機動的・戦略的な学部運営を推進する。
- (5) 学部長に適任者を選任できるような選考方法を構築する。
- (6) 教職員による一体的な大学運営を推進するための事務体制を整備する。
- (7) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分を実施する。

- (2) 役員会と各部局及び各部局間の連絡調整機能が十分に発揮される体制を整備する。
 - (3) 大学運営上の重要テーマに応じて担当理事を配置し、学長の業務の一部を分担させるとともに、当該理事のもとにそのテーマに応じ、スタッフ組織又は執行組織を結成し、企立案及び執行する体制を構築する。
 - (4) 大学のコア業務については、学長と一体となった副学長を置く。また、学長の意志決定を補佐し、大学経営戦略策定の支援業務、全学調整、役員会の議題整理等の業務を行うために、学長室を置く。
 - (5) 専門知識・経験をもつ学外者をスタッフ組織に登用し、理事を助けるとともに、学内教職員のキャリア開発の機会を確保する。
 - (6) 平成17年度までに、教育研究評議会をはじめとする各種全学委員会の構成員や職務内容等を見直す。
-
- (1) 大学運営に識見を有する適任者を学長に選任できるよう、学長選考会議における候補者の選考に先立ち、構成員の意向投票を実施する。
-
- (1) 学部が各地に分散する大学の特性にあった大学運営を行うため、学部長に学長権限の一部又は細部を委譲又は委任するとともに、評価・改善のシステムを構築し、順次実行する。
-
- (1) 学部長のリーダーシップを発揮しやすい体制整備のため、学部長補佐体制を整備するとともに、各学部の必要に応じ学部長室を設置し、学部運営の効率性と機動性を高める。
 - (2) 副学部長又は学部長補佐は、その職責に応じた処遇を制度化する。
 - (3) 教授会の審議事項を精選し、所要時間の縮減を図る。
 - (4) 教授会と学部長との役割分担を見直し、主に教学に関する事項を教授会とし、意思決定・執行のスピード化、効率化を図る。
-
- (1) 学部運営に識見を有する適任者を学部長に選任できるような選考方法を採用する。
-
- (1) 事務系職員は、学長、役員会等の執行機関や教員組織との密接な連携協力のもとで、役割を分担する専門職能集団としての機能強化を図る。
 - (2) 戰略的な組織編制と選考採用、各種専門研修、キャリア・パスの整備等により、優れた人材確保や養成を行う。
 - (3) 留学生相談や留学生受入れに関する業務について、教員と事務職員との一体的な運営組織を設置する。
-
- (1) 中期計画等を確実に実現させるため、学長のリーダーシップのもとに関係委員会が有機的な連携を図りつつ、学長裁量の人事枠や教育研究経費及び研究施設等の学内資源を重点的に配分するシステムを構築する。
また、教育研究に関する学長・学部長の裁量的経費の一層の確保を図る。

(8) 健全な大学運営等のための内部監査機能を充実する。

(9) 高等教育機関間の相互補完的な連携・協力体制を構築する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

【教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する基本方針】

(1) 教育研究組織の編成・見直しの基本構想を策定する。

(2) 21世紀の社会が必要とする多様な高度専門職業人を養成するため、学部や学問分野の枠を越えた全学的視点から大学院研究科の整備・充実を図る。〔修士課程〕

(3) 高度な研究能力を有した創造的専門職業人の養成と卓越した知の拠点形成を目指した先端的、独創的研究を推進する。また、文系・理系などの学問分野を越えた総合大学としての多様な資源を活用した個性・特色に優れた大学院研究科の整備・充実を図る。〔博士課程〕

3 人事の適正化に関する目標

【戦略的・効果的な人的資源の活用や非公務員型を活かした柔軟かつ多様な人事システム構築等に関する基本方針】

(1) 戰略的競争優位を達成する人的資源管理を構築するとともに、魅力ある職場の基礎づくりを行う。

(1) 健全な大学経営と対外的説明責任の観点から、執行機関においては、計画・実行・チェック・修正のサイクルによる業務遂行ルーチンを整える。

(2) 業務執行効率を考慮した合理的な監査基準に基づく監査体制を整備する。

(1) 近隣の大学等との連携を一層強化し、教育研究分野のパワーアップを図るとともに、新たな連携・協力モデルの構築を目指す。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する具体的方策】

(1) 自己点検・評価と学外者による検証や第三者評価を行い、教育研究組織の中・長期的な見直しの基本構想を策定するシステムを構築する。

(2) 教養教育の充実並びに教育に関する研究開発、企画及び支援をさらに推進するため、高等教育システムセンターを改組し、高等教育機構（仮称）を設置する。

〔修士課程〕

(1) 平成19年度に、医学部保健学科を基盤に、高度で専門的な医療技術者や教育者、研究者の養成を目的として、看護学及び保健学に関する大学院（修士課程）を設置する。

(2) 文化、教育、社会政策等の分野の高度専門職業人養成を目的として、既存の人文科学研究科、教育学研究科及び経済・社会政策科学研究科修士課程の改組・再編について検討を開始する。

〔博士課程〕

(1) 経済学部を母体に法曹専門家の養成を目的として、法科大学院を設置する。
授与する学位の種類及び分野の新設：法務博士（専門職）

(2) 先端的、独創的、学際的研究の拠点形成と高度専門職業人の養成を目指し、理学部、工学部、繊維学部を基盤とする工学系研究科（区分制博士課程）に農学系分野を融合した総合工学系研究科（独立研究科後期3年のみの博士課程）に改組・再編する。なお、工学系研究科（博士前期課程）は工学系研究科（修士課程）とする。
授与する学位の種類及び分野の新設：博士（農学）

(3) 医用工学分野等の設置による医学系研究科の充実方策、総合工学系研究科の拡充、両研究科の研究連携の推進について検討を開始する。

(4) 人文学部を中心として、文化、教育、社会政策等の地域における高度専門職業人養成を目指し、大学院地域ブランド研究科（仮称）博士課程（独立研究科）の設置を検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

【戦略的・効果的な人的資源の活用や非公務員型を活かした柔軟かつ多様な人事システム構築等に関する具体的方策】

(1) 職務に応じ業績を評価する方法の構築、やりがいと自己実現を目指す組織風土の形成及び能力開発システムの構築を図る。

- (2) 教職員の人事評価を適正に実施するシステムを構築するとともに、給与等に本人の業績を適切に反映させる。
- (3) 柔軟で多様な人事制度を構築するように努める。
- (4) 教員の流動性を向上させることに努める。
- (5) 教職員構成の多様化を推進する。
- (6) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理を行う。
- (7) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

【事務処理の効率化・合理化や事務組織の機能・編成の見直し等に関する基本方針】

- (1) 事務組織の見直し等を推進する。

- (2) 教職員の公募原則の推進、競争原理の導入、昇格昇進方法の基準及び具体的運用の説明責任を明確にし、人事の透明性を図る。
- (3) 職務に応じた多様な雇用形態の導入及び性差別・年齢差別・国籍差別のない職場づくりに努める。
- (4) リーガル・コンプライアンスに基づく良好で安定的な労使関係の樹立、イコール・パートナーシップの推進とライフサイクルに合わせた就業形態の整備を図る。
- (5) 安心できる職場環境づくりを推進する。
- (6) 教職員のモラルの一層の向上に努める。
- (1) 競争力のある魅力的な人事制度を構築し適切な運用を行う。
- (2) 平成18年度までに人事制度検討委員会（仮称）を設置し、職能資格制度・職能資格給与制度・人事考課制度・昇格昇進基準などの導入を検討し、平成19年度から実施する。
- (3) 教員以外の職員のキャリア形成について、職員個別のキャリア計画を作成し、各職域に応ずる専門的能力の育成を図るとともに、法人のキャリア育成責任を明確にする。
- (1) 教員のサバティカル制度の導入に向けた検討を行う。
- (2) 必要な部署には、教員以外の職員の他に非常勤職員・アウトソーシング人材（派遣等）を活用し、業務の効率的な運営を図る。
- (1) 各分野の実情に応じて任期付き任用を導入する。
- (1) 教員総数に占める女性の比率を、中期目標期間中に、15%以上に引き上げる。
- (2) 教員以外の職員総数に占める女性の割合を、男女共同参画社会にふさわしいものとする。
- (3) 平成17年度までに、男女ともに育児休業の取得を進める施策を策定し、育児休業の取得率の向上に努める。特に男性の取得を奨励する。
- (4) 外国人教員数を、現在の人数より増やす。
- (5) 障害者については、法定基準以上の雇用を行う。
- (1) 本学としての教職員定員を定め、不断の評価点検に基づく効率的な人員管理を行う。
- (2) 学長裁量の人事枠の確保と戦略的な運用を図る。
- (1) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
- #### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
- 【事務処理の効率化・合理化や事務組織の機能・編成の見直し等に関する具体的方策】
- (1) 法人化を踏まえた新たな事務組織に移行して、点検・評価システムを導入するとともに、教育・研究・学生関係業務及び社会的要請等に見合った人的資源の投入について不断の見

	<p>直しを行う。</p> <p>(2) 他大学等との共同業務処理を実施する。</p> <p>(3) 外部委託等の積極的な活用を図る。</p> <p>(4) 事務処理の簡素化・迅速化を推進する。</p> <p>(5) 事務職員等の専門性の向上を図る。</p>	<p>(1) 事務系職員の採用について、平成16年度採用分から、他大学と共同で一括職員採用試験（面接試験を除く）及び説明会を実施し、関係業務処理の効率化を図る。</p> <p>(2) 平成17年度から、事務系職員の資質向上のための研修を他大学と共同で実施する。</p> <p>(1) 業務の効率化を図るためアウトソーシングを進める。その方策として費用対効果を考慮し大学に常時勤務する職員が行うべき業務を精選し、その他の業務は外部委託する。</p> <p>(1) 平成19年度までに、学務事務の電算化を推進し、シラバスの電子化及び履修登録・成績管理のWebによる入力の切替えを行う。</p> <p>(2) 学内広報の一層の電子化を行う。</p> <p>(3) 事務処理手続きを見直し、簡素化する。</p> <p>(1) 平成17年度までに、専門的な業務に従事する職員について的一般公募による選考採用の方法を導入し、一層専門的な研修を実施するなど事務職員等の専門性の向上を図る。</p> <p>(2) 理事の業務執行支援組織として、スタッフ組織を設置し、外部者を含めた専門的知識・経験をもつスタッフとの協働体制により、事務職員の専門性を高める。</p>
IV 財務内容の改善に関する目標	1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 <p>【科学研究費補助金、外部研究資金等の増加に関する基本方針】</p> <p>(1) 科学研究費補助金の申請率及び採択率を高める。</p> <p>(2) その他の外部研究資金の受入金額について、着実な増加を目指す。</p>	III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

- (3) その他の自己収入の増加に努める。

2 経費の抑制に関する目標

【管理的経費の抑制に関する基本方針】

- (1) 予算の効率的執行等により、管理的経費の節減・合理化を推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

【資産の効率的・効果的運用を図るための基本方針】

- (1) 全学的かつ経営的視点に立った資産の効率的・効果的な運用を図る。

かした公開講座や地域貢献を積極的に推進する。

- (1) (株)信州T L O及び信州大学产学官連携推進本部による大学知的財産管理・運営機能の強化により、ロイヤリティー等収入の増加を図る。

- (2) 病院収入は、収益及び費用比率並びに労働生産性等経営管理分析を的確に行い增收を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【管理的経費の抑制に関する具体的方策】

- (1) 内部部局及び学部事務の見直し合理化を行い、費用対効果を考慮して、アウトソーシングに馴染む業務については積極的に推進し、変動費化を図る。

- (2) 光熱水料の削減に向けたポスターの掲示、省エネ推進期間の設定等により、取組の推進及び教職員や学生等の改善意欲を醸成し、光熱水料の縮減を図る。

- (3) 配布文書の精選及びネットワーク等を活用したペーパーレス化を推進し、印刷物・コピー代の縮減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策】

- (1) 会議室等の施設、研究用設備及び機器のより効率的な利用を図るために、部局を越えた全学一括管理の仕組みを確立する。

- (2) 施設・設備の使用状況のデータベース化を充実強化し、教育研究の変化に対応した弾力的活用と効率的な利用を図る。

- (3) 週末、長期休業中を含め、大学の施設（会議室、教室、体育施設等）を効率的に活用するとともに、新たな収入を獲得するため、学外者に有料で貸し出すなど、施設・設備の有効利用を図る。

V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

【評価の充実に関する基本方針】

- (1) 全学的な活動方針に基づき客観性に優れた多面的な点検評価活動を実施し、結果を公表する。

- (2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための体制を整備する。

- (3) 教員や教育研究組織の評価システムを構築する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【評価の充実に関する具体的方策】

- (1) 平成17年度を目指し、全学の自己点検・評価、外部評価、第三者評価等の評価関連活動を一元的に司る評価・分析室（仮称）を設置して、多面的な点検評価活動を実施し、その結果を公表する。

- (1) 関連委員会等相互の有機的な連携を踏まえて、目標・計画一実施一評価のサイクルに改善方策・改善計画の策定や改善勧告・命令の機能を組み込んだ改革・改善体制を全学的に整備する。

- (1) 教員や教育研究組織の成果・業績等に基づく評価システムの構築と優れた教員や教育研究組織に対する支援方策を策定する。

- | | |
|----------------------------|--|
| (4) 業務運営等評価システムを構築する。 | (1) 大学運営の専門的職員と教員との連携を通して、組織、運営、財務等に係る評価システムの構築と検証結果を踏まえた改善方策を策定する。 |
| (5) 効率的かつ効果的な点検・評価活動を推進する。 | (1) 信州大学の評価情報の体系的な収集(データベース化)・調査・分析・提供を一元的に司り、大学評価関連委員会及び中期目標・中期計画の企画立案を支援する大学評価情報調査分析室を整備・充実し、評価・分析室(仮称)の評価情報部門として発展させ、その機能強化を図る。
(2) 信州大学評価情報データベースを作成し、本学の大学評価情報の充実を図る。データベースを活用して、教育研究活動、社会活動、国際交流活動、大学・業務運営その他の諸活動を常時モニターしながら、中期目標・中期計画の達成度を検証し、改善計画に資するための評価指標・モニタリング情報として全学的に提供する。 |

2 情報公開等の推進に関する目標

【情報公開等の推進に関する基本方針】

- (1) 広報戦略を策定し、大学からの情報発信を積極的に推進する。
- (2) 情報開示請求に機動的に対応するとともに、文書保管システムやデータベースの安全確保に努める。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

【情報公開等の推進に関する具体的方策】

- (1) 担当理事をトップに広報体制を整備し、広報戦略を策定し、実施に移す。
 - 1) 信州大学評価情報データベースからマネジメント情報や評価指標を抽出し、分かり易く工夫し、国内外に積極的に公表する。
 - 2) 広報誌、ホームページ等を通じて本学の研究・教育活動について広報活動を機動的に行う。また、留学生センターと協力して、英語等の外国語による教育・研究情報の国際発信を積極的に推進する。
 - 3) 在学生、卒業生、地域社会及び自治体との定期的意見交換の場を設け、外部の声を広報活動等に反映させるとともに、広報体制と広報実務の改善を図る。
- (1) 事務文書の作成・保管体制を見直し、情報公開に対して即応可能な事務運営システムを構築する。
- (2) 個人情報のセキュリティ・ポリシーを策定し、文書保管システムやデータベースの安全性の見直しを行う。

VI その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

【良好なキャンパス環境形成のための基本方針】

- (1) 経営的視点(施設マネジメントの導入)に立った全学的目標を踏まえ、施設・設備の点検・評価に基づく有効活用を図るとともに、計画的な維持管理を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

【良好なキャンパス環境形成のための具体的方策】

- (1) 施設マネジメントを導入し、組織の流動化にも対応できる施設スペースの確保と弾力的利用及び効率的な活用を図る。
 - 1) 中期目標期間の上半期までに、点検済の各建物の再点検・評価に基づくスペースの適切な再配分を行う。
 - 2) スペースチャージに関する規定(平成14年度策定)を再検討し適切な運用を図る。
- (2) 施設事務を集約化して、各団地の各種データ管理と評価を行い、省コスト・省エネルギー化を目指すとともに、維持管理機能の強化を図る。
 - 1) 年数回のプリメンテナンス等により、効果的な施設・設備維持管理と経費の抑制を図る。

- (2) 多様かつ高度な教育研究活動を支援するため、高機能性を備えた施設の改善を図る。
- (3) 新たな整備手法（PFI事業等）の導入を推進する。
- (4) 人や周辺環境に配慮した、安全で機能的なキャンパス環境の充実を図る。
- (5) 教育研究の高度化に対応したキャンパス情報化の向上を図る。

2 安全管理に関する目標

【安全管理に関する基本方針】

- (1) 安全管理計画の作成及び安全管理体制の充実を図る。
- (2) 快適で安全な修学、就労環境の確保に努める。

る。

- (1) 附属病院外来診療部門の診療機能並びに教育研究施設の老朽改善・再生整備を図る。
- (2) 理工系分野の教育研究の高度化を踏まえた既設建物の環境と機能を充実させる。
- (3) 学生教育のための施設及び学生教育支援施設の環境を充実させる。
- (4) 附属学校の教育環境を充実させる。
- (5) 全学的に蓄積されている研究資料を展示・公開し、地域社会に情報を提供する機能の充実を図る。
- (6) 教職員の職務の能率的な遂行を確保し、事務・業務の円滑な運営に資するため、宿舎の整備・充実に努める。
- (1) PFI事業として、教育研究施設や学生支援施設等の充実及び構内駐車スペースの狭隘緩和を図ることを検討する。
- (2) 産業界や地方自治体との連携を強化し、本学に産学官連携施設の実現を図る。また学外施設のスペースの確保に努める。
- (1) 平成17年度までにキャンパス計画の見直しを行い、調和のとれた屋外環境の整備を目指す。
- (2) 熱エネルギー等に関連する施設・設備の見直しを行い、効率的に運用する。
- (3) 周辺環境との調和やユニバーサルデザインを導入し、安全対策に配慮する。
- 1) アメニティの向上と身障者対応としての環境の確保に努める。
- 2) 各建物のセキュリティシステムの充実を図る。
- (4) 地域社会の応急避難場所等防災支援拠点としての施設や情報の提供等の充実を図る。
- (5) ISO14001 の規格認証取得等の部局の取組を全学的に支援することにより、大学として環境問題に対応する。
- (1) 各キャンパス間の情報ネットワークの整備・拡充を推進する。
- (2) 教育研究の高度化や情報化の進展及び周辺社会との連携等に対応した情報ネットワークの充実を図る。
- ## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置
- ### 【安全管理に関する具体的方策】
- (1) ハザードマップを作成し、各種の施設及び設備等を学内に周知するとともに、安全管理計画に基づく実施訓練を定期的に実施する。
- (2) 教職員・外部の専門家による総合安全管理を目的とした組織としての見直しを図り、安全管理体制を再点検し、充実を図る。
- (1) 実験室・作業場等の安全性について再調査し、修学、就労上改善が必要な個所については速やかに措置する。
- (2) 中期目標期間の上半期中に、実験室・作業場等における作業手順等の安全対策マニュアル

ルを作成し、教職員・学生に対する安全教育の徹底を図る。

VII 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VIII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

43億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

病院の再開発及び特別医療機械設備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

工学部学生寄宿舎の土地の一部（長野県長野市若里5-15, 1,022.58 m²）及び若里宿舎の土地の一部（長野県長野市若里5-16, 745.39 m²）（計、1,767.97 m²）を譲渡する。

IX 剰余金の用途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・小規模改修	総額 1,221	施設整備費補助金 (427)
・病院特別医療機械設備		長期借入金 (794)
・災害復旧工事		

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編

成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- (1) 任用制の活用
教員の流動性の向上を図るため、各分野の実情に応じて任期付任用を導入する。
- (2) 教職員の雇用方針
 - 1) 教職員の公募原則の推進及び競争原理の導入
 - 2) 職務に応じた多様な雇用形態の導入
 - 3) 女性教員の増員
 - 4) 外国人教員の増員
 - 5) 法定基準以上の障害者の雇用
 - 6) 専門的業務に従事する職員の一般公募による選考採用
 - 7) 人件費の抑制
- (3) 人材育成方針
 - 1) 職能資格制度、職能資格給与制度、人事考課制度、昇格昇進基準の導入
 - 2) 職務に応じ業績を評価する方法の構築
 - 3) やりがいと自己実現を目指す組織風土の形成及び能力開発システムの構築
 - 4) 教員のサバティカル制度の導入
 - 5) 教員以外の職員のキャリア形成について、職員個別のキャリア計画を作成し、各職域に応ずる専門的能力の育成
 - 6) 専門研修の充実
- (4) 人事交流
事務系職員の他大学との交流人事を今後とも実施する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 119, 107百万円
(退職手当は除く)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業) 該当なし
(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金	1,755	2,020	2,255	2,358	2,400	2,400	13,188	19,686	32,874

(リース資産) 該当なし

4. 災害普及に関する計画

平成18年7月に発生した豪雨により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

学部等の記載

中期目標		中期計画	
別表 (学部、研究科等)		別表 (収容定員)	
学 部	人文学部 教育学部 経済学部 理学部 医学部 工学部 農学部 纖維学部	平 成 年 度	人文学部 640人 教育学部 1,120人 (うち教員養成に係る分野 920人) 経済学部 880人 理学部 860人 医学部 876人 (うち医師養成に係る分野 590人) 工学部 1,920人 農学部 720人 纖維学部 1,120人
研 究 科	人文科学研究科 教育学研究科 経済・社会政策科学研究科 医学系研究科 工学系研究科 農学研究科 総合工学系研究科 法曹法務研究科	16	人文科学研究科 20人 (うち修士課程 20人) 教育学研究科 80人 (うち修士課程 80人) 経済・社会政策科学研究科 32人 (うち修士課程 32人) 医学研究科 320人 (うち修士課程 40人 博士課程 280人) 工学系研究科 871人 (うち博士前期課程 758人 博士後期課程 113人) 農学研究科 138人 (うち修士課程 138人)
			医療技術短期大学部 看護学科 80人 衛生技術学科 40人 理学療法学科 20人 作業療法学科 20人
		平	人文学部 640人 教育学部 1,120人 (うち教員養成に係る分野 920人) 経済学部 850人 理学部 860人 医学部 1,036人 (うち医師養成に係る分野 590人)

		工学部	1, 920人		
		農学部	720人		
		繊維学部	1, 120人		
17	年	人文科学研究科	20人	(うち 修士課程 20人)	
		教育学研究科	80人	(うち 修士課程 80人)	
		経済・社会政策科学研究科	32人	(うち 修士課程 32人)	
		医学研究科	332人	(うち 修士課程 40人) 博士課程 292人	
	度	工学系研究科	758人	(うち 修士課程 758人)	
		農学研究科	138人	(うち 修士課程 138人)	
		総合工学系研究科	125人	(うち 博士課程 125人)	
		法曹法務研究科	40人	(うち 専門職学位課程 40人)	
18	年	人文学部	640人		
		教育学部	1, 120人	(うち 教員養成に係る分野 920人)	
		経済学部	820人		
		理学部	860人		
		医学部	1, 196人	(うち 医師養成に係る分野 590人)	
		工学部	1, 920人		
		農学部	720人		
		繊維学部	1, 120人		
	度	人文科学研究科	20人	(うち 修士課程 20人)	
		教育学研究科	80人	(うち 修士課程 80人)	
		経済・社会政策科学研究科	32人	(うち 修士課程 32人)	
		医学研究科	344人	(うち 修士課程 40人) 博士課程 304人	
		工学系研究科	758人	(うち 修士課程 758人)	
		農学研究科	138人	(うち 修士課程 138人)	
		総合工学系研究科	136人	(うち 博士課程 136人)	
		法曹法務研究科	80人	(うち 専門職学位課程 80人)	
平	年	人文学部	640人		
		教育学部	1, 120人	(うち 教員養成に係る分野 920人)	
		経済学部	810人		
平	度				

成 年 度	理学部	860人			
	医学部	1,196人	(うち医師養成に係る分野	590人)	
	工学部	1,920人			
	農学部	720人			
	繊維学部	1,120人			
19 年 度	人文科学研究科	20人	(うち修士課程	20人)	
	教育学研究科	80人	(うち修士課程	80人)	
	経済・社会政策科学研究科	32人	(うち修士課程	32人)	
	医学系研究科	358人	(うち修士課程	54人)	
			博士課程	304人	
	工学系研究科	758人	(うち修士課程	758人)	
	農学研究科	138人	(うち修士課程	138人)	
	総合工学系研究科	147人	(うち博士課程	147人)	
	法曹法務研究科	120人	(うち専門職学位課程	120人)	
平 成 年 度	人文学部	640人			
	教育学部	1,120人	(うち教員養成に係る分野	920人)	
	経済学部	800人			
	理学部	860人			
	医学部	1,201人	(うち医師養成に係る分野	595人)	
	工学部	1,920人			
	農学部	720人			
	繊維学部	1,120人			
20 年 度	人文科学研究科	20人	(うち修士課程	20人)	
	教育学研究科	80人	(うち修士課程	80人)	
	経済・社会政策科学研究科	32人	(うち修士課程	32人)	
	医学系研究科	372人	(うち修士課程	68人)	
			博士課程	304人	
	工学系研究科	758人	(うち修士課程	758人)	
	農学研究科	138人	(うち修士課程	138人)	
	総合工学系研究科	147人	(うち博士課程	147人)	
	法曹法務研究科	120人	(うち専門職学位課程	120人)	

平 成 21	人文学部	640人		
	教育学部	1,120人	(うち教員養成に係る分野 920人)	
	経済学部	800人		
	理学部	860人		
	医学部	1,206人	(うち医師養成に係る分野 600人)	
	工学部	1,920人		
	農学部	720人		
	繊維学部	1,120人		
年 度	人文科学研究科	20人	(うち修士課程 20人)	
	教育学研究科	80人	(うち修士課程 80人)	
	経済・社会政策科学研究科	32人	(うち修士課程 32人)	
	医学系研究科	372人	(うち修士課程 68人 博士課程 304人)	
	工学系研究科	758人	(うち修士課程 758人)	
	農学研究科	138人	(うち修士課程 138人)	
	総合工学系研究科	147人	(うち博士課程 147人)	
	法曹法務研究科	120人	(うち専門職学位課程 120人)	

1. 予 算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	97,325
施設整備費補助金	427
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	3,920
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	120,478
授業料及び入学金検定料収入	39,694
附属病院収入	79,677
財産処分収入	0
雑収入	1,107
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	8,386
長期借入金収入	794
計	231,330
支 出	
業務費	197,772
教育研究経費	94,305
診療経費	67,612
一般管理費	35,855
施設整備費	1,221
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	8,386
長期借入金償還金	23,951
計	231,330

【人件費の見積り】

中期目標期間中総額119,107百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ
試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人信州大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。
注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

【運営費交付金の算定ルール】

- 每事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する式により算定したもので決定する。

I 【学部教育等標準運営費交付金対象事業費】

- ①「一般管理費」: 管理運営に必要な職員(役員含む)の人事費相当額及び管理運営経費の総額。 $L(y-1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。
- ②「学部・大学院教育研究経費」: 学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。
 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。($D(x)$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③「附属学校教育研究経費」: 附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。
 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。($D(x)$ は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ④「教育等施設基盤経費」: 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。 $F(y-1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。

【学部教育等標準運営費交付金対象収入】

- ⑤「入学料収入」: 当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。
(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑥「授業料収入」: 当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。
(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II 【特定運営費交付金対象事業費】

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」: 学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。
 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
- ⑧「附属学校教育研究経費」: 附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。
 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
- ⑨「教育研究診療経費」: 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究診療経費の総額。
 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
- ⑩「附置研究所経費」: 附置研究所の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。
 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
- ⑪「附属施設等経費」: 附属施設の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。

$E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

⑫「特別教育研究経費」:特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

⑬「特殊要因経費」:特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

【特定運営費交付金対象収入】

⑭「その他収入」:検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

III 【附属病院運営費交付金対象事業費】

⑮「一般診療経費」:附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

⑯「債務償還経費」:債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

⑰「附属病院特殊要因経費」:附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

【附属病院運営費交付金対象収入】

⑱「附属病院収入」:附属病院収入。 $J(y-1)$ は直前の事業年度における $J(y)$ 。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 每事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) \quad D(y) = \{ D(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) - D(x) \} \times \alpha (\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) \quad E(y) = E(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \alpha (\text{係数})$$

$$(3) \quad F(y) = F(y-1) \times \alpha (\text{係数}) \pm \varepsilon (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) \quad G(y) = G(y)$$

$$(5) \quad H(y) = H(y)$$

$D(y)$:学部・大学院教育研究経費(②・⑦)、附属学校教育研究経費(③・⑧)を対象。

$E(y)$:教育研究診療経費(⑨)、附置研究所経費(⑩)、附属施設等経費(⑪)を対象。

$F(y)$:教育等施設基盤経費(④)を対象。

$G(y)$:特別教育研究経費(⑫)を対象。

$H(y)$:入学料収入(⑤)、授業料収入(⑥)、その他収入(⑭)を対象。

2. 每事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times \lambda(\text{係数}) - J''(y)]$$

[その他]附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

$I(y)$: 一般診療経費(⑯)、債務償還経費(⑰)、附属病院特殊要因経費(⑱)を対象。

$J(y)$: 附属病院収入(⑲)を対象。($J'(y)$ は、平成16年度附属病院収入予算額。

$K(y)$ は、「経営改善額」。)

3. 每事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

$L(y)$: 一般管理費(①)を対象。

$M(y)$: 特殊要因経費(⑩)を対象。

【諸係数】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

λ (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであ

り、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として積算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、一定のルールにより試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費、船舶建造費については、実績及び一定のルールにより試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	222,650
経常費用	222,650
業務費	191,879
教育研究経費	16,609
診療経費	39,247
受託研究費等	4,020
役員人件費	913
教員人件費	74,483
職員人件費	56,607
一般管理費	8,009
財務費用	4,686
雑損	0
減価償却費	18,076
臨時損失	
収入の部	226,609
経常収益	226,609
運営費交付金	91,175
授業料収益	33,054
入學金収益	5,334
検定料収益	1,306
附属病院収益	79,677
受託研究等収益	4,020
寄附金収益	4,246
財務収益	0
雑益	1,107
資産見返運営費交付金等戻入	3,588
資産見返寄附金戻入	770
資産見返物品受贈額戻入	2,332
施設費収益	0
臨時利益	0
純利益	3,959
総利益	3,959

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	232,787
業務活動による支出	199,888
投資活動による支出	7,491
財務活動による支出	23,951
次期中期目標の期間への繰越金	1,457
資金収入	232,787
業務活動による収入	226,189
運営費交付金による収入	97,325
授業料及び入学検定料による収入	39,694
附属病院収入	79,677
受託研究等収入	4,020
寄附金収入	4,366
その他の収入	1,107
投資活動による収入	4,347
施設費による収入	4,347
その他の収入	0
財務活動による収入	794
前期中期目標期間よりの繰越金	1,457

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄付金に係る国からの承継見込額
1,457百万円を含む。